

第16回義援金配分委員会 書面協議事項

次のとおり「第3次配分第6回」として義援金の追加配分を行うことについて、配分委員会の書面表決を求めるものです。

- 1 各市町村に対し、平成28年12月上旬を目途に追加配分を行う。
- 2 交付対象1件当たりの配分額を、死亡又は行方不明、全壊の場合は1万3千円、半壊の場合は8千円とする。

1 追加配分の理由

被災世帯における冬期や年末年始等の多様な生活需要に対応するため配分するもの。

2 各市町村への追加配分方針案

各市町村において、第3次配分の交付対象者（死亡又は行方不明、住家の全半壊又は全半焼）に個別に上乗せ交付することを原則とし、交付対象1件当たりの配分単価は次のとおりとする。

死亡又は行方不明(1人当たり)、住家全壊等(1戸当たり)			住家半壊等(1戸当たり)		
国分	県分	計	国分	県分	計
10千円	3千円	1万3千円	5千円	3千円	8千円

3 追加配分可能額（平成28年9月末現在）

区分	義援金残金	市町村不要額	追加配分可能額
金額	3億9,393万1千円	3,759万 円	4億3,152万1千円
内訳	国分	2億9,370万2千円	3億1,833万8千円
	県分	1億 22万9千円	1億1,318万3千円

※ 市町村不要額は、第3次配分第5回までの配分済額のうち、市町村で配分する見込みのない金額。（今回配分時に相殺予定）

4 今回配分額と配分後残金

区分	追加配分可能額	第3次配分第6回(案)	配分後残金
金額	4億3,152万1千円	3億6,893万4千円	6,258万7千円
内訳	国分	3億1,833万8千円	4,218万8千円
	県分	1億1,318万3千円	2,039万9千円

※ 国分保留額は新規申請34件分、県分保留額は新規申請35件に相当（災害関連死等）。

<参考>本追加配分後の交付対象1件当たりの額（単位：千円）

	配分回数	死亡又は行方不明(1人当たり) 住家全壊等(1戸当たり)			住家半壊等(1戸当たり)			半壊以上の被害を受けた福祉施設の入所者1人当たり	
		国分	県分	計	国分	県分	計	全壊	半壊
平成23年度	5	1,110	510	1,620	560	430	990	1,110	560
平成24年度	1	38	6	44	19	6	25	38	19
平成25年度	1	24	35	59	12	35	47	24	12
平成26年度	1	22	12	34	11	12	23	—	—
平成27年度	1	14	9	23	7	9	16	—	—
平成28年度	1	10	3	13	5	3	8	—	—
合計		1,218	575	1,793	614	495	1,109	1,172	591